

官民連携プラットフォームコーディネート業務委託契約に係る企画提案競技の実施要領

1 業務の名称

官民連携プラットフォームコーディネート業務

2 業務の目的

市政における諸課題について民間からの提案を広く募る「官民連携プラットフォーム」を運用するにあたり、課題に即した企業リサーチや企業へのアプローチなどマッチング支援業務及び提案内容のコーディネートなど事業化に向けた伴走型支援業務を実施するもの

3 業務の内容

「官民連携プラットフォームコーディネート業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに。

4 予算上限額

1, 380千円（消費税及び地方消費税を含む。）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。企画提案において予算額を超えてはならない。

5 契約期間

契約の日から令和8年3月31日(火)まで

6 委託業者の選定・契約方法

本業務を確実にかつ効率的・効果的に実施するためには、幅広い業種の企業とのコネクションを有しており、また官民連携に関する専門的な知識や自治体の課題解決に関する豊富な経験を有する者を選定する必要があることから、一定の参加資格要件を示した上で公募を行い、事業者から提出された提案書等を審査し、本業務に最も適した事業者を選定する公募型企画提案競技方式(公募型プロポーザル方式)により行う。

7 企画提案競技参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市業務委託等有資格者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 納期の到来している市区町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 告示日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 令和4年4月以降に、官民連携に関するコーディネート等を行った実績を有していること。

8 参加申込書の提出要領

(1) 提出書類

下記アからクまでの書類を提出すること。ただし、令和7年度鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者は、エからカまでに掲げる書類の提出を省略できる。

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 事業者の概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 使用印鑑届（様式4）

オ 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）

カ 印鑑証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。原本）

キ 本社所在地の市町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人都民税）」納税証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）。
個人事業主の場合は「個人市（町・村）民税（特別区にあつては個人都民税）」納税証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）

ク 税務署発行の納税証明書その3（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年4月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

提出先に持参、郵送又は宅配便の方法により提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期間内に必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(6) 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局企画部政策企画課（本館3階）

電話 099-216-1106

メール seisaku-k@city.kagoshima.lg.jp

9 企画提案書の提出要領

(1) 提出書類

企画提案書は、次に掲げる書類をA4判縦ファイルに下記記載順にとじ、表紙に業務の名称を記入し、提出するものとする。なお、本市が提示する10課題の中から、担当課との面談等を踏まえ、コーディネートにより特に効果が高まると思われる課題を6課題に絞り込み業務を行うことを想定して提案書を作成すること。

ア 企画書（様式任意、A4判、片面使用。10枚以内）

(ア) 提案全体の狙い及び基本的な考え方

(イ) 仕様書（案）「3 業務内容」に示した各事項を中心に、具体的に提案すること。

- ・1課題当たりの目標数（企業リサーチ数、アプローチ数、面談設定数）を示すとともに、それを達成するための具体的な方策について提案すること。
- ・企業の提案内容のコーディネート及び事業化に向けた担当課の支援については、これまでの具体的な実績を示した上で提案すること。
- ・担当コーディネーターの配置については、これまでの実績及び配置理由を記載すること。
- ・その他、本市の課題を広く発信するために必要な方策などについて提案すること。

(ウ) 仕様書（案）に示した事項の他に、官民連携を推進する上で必要と思われるものがあれば併せて提案すること。

イ 工程表（様式任意、A4判、片面使用。1枚）

- ・令和7年4月1日に契約すると仮定した場合の工程を提案すること。

ウ 参考見積書（様式任意、A4判、片面使用。2枚以内）

エ 実施体制（様式任意、A4判、片面使用。1枚）

(2) 提出部数

業務の名称と企画提案競技参加者名を記載しているもの（正本）を1部、業務の名称のみを記載したもの（副本）を6部提出すること。

(3) 提出期間

令和7年4月10日（木）から同月14日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（必着。期限厳守。提出期間後は受理しない。なお、提出後の差替は認めない。）

(4) 提出時間

8(4)に同じ

(5) 提出方法

8(5)に同じ

(6) 提出先及び問い合わせ先

8(6)に同じ

10 説明会の開催

開催しない

11 質疑応答表の受付及び回答

仕様書（案）の内容、提出書類の記入方法等について質問がある場合は、「質疑応答表（様式5）」を作成し、提出すること。

(1) 提出期限等

ア 提出期限

令和7年3月31日（月）午後5時15分（必着）

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

8(6)に同じ

(2) 回答

ア 回答期日

令和7年4月2日（水）午後5時15分までに回答する。

イ 回答方法

本市ホームページ上に、質問の内容とその回答を掲載する。

12 委託業者の選定等に関する事項

(1) 委託業者の選定方法

委託先の選定は、鹿児島市企画財政局企画部政策企画課業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査を行い、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

上記選定結果については、文書で通知し、評価は記載しない。また、決定に対する異議は一切認めない。

(2) 審査項目

次の項目について総合的に評価する。

- ① 企画提案競技参加者の業務実績
- ② 実施スケジュール
- ③ 企画提案競技参加者の業務実施体制
- ④ 提案全体の狙い及び基本的考え方
- ⑤ 提案内容

(3) 選定日程

令和7年3月24日（月）	企画提案競技告示
令和7年3月31日（月）	質疑応答表の提出期限
令和7年4月2日（水）	質疑応答表の回答期限
令和7年4月7日（月）	企画提案競技参加申込書提出期限
令和7年4月14日（月）	企画提案書等提出期限
令和7年4月下旬	選定結果通知（予定）

13 業務の委託

選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業務を委託する。（随意契約）

なお、書類の提出以降、選定委員会による審査に至るまでの間に、資格要件を満たさないことが判明した場合及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、選定委員会による審査に参加できない。また、選定委員会による審査後、契約に至るまでの間に、資格要件を満たさないことが判明した場合及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

14 その他

(1) 企画提案競技の延期等

企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを中止することがある。

なお、延期又は中止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。

(2) 無効となる提案

提案が次のいずれかに該当する場合には無効とする。

- ア 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- イ 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- エ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- オ 本実施要領に定められた以外の方法により、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めたもの
- カ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの
- キ 「9(1)ウ 参考見積書」において「4 予算上限額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

(3) 説明義務等

企画提案競技参加者は、提出書類等の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 提出書類等の取扱い

提出書類等の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 提出書類は返却しない。
- イ 企画提案競技参加者が当該企画提案競技参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- ウ 提出書類は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- エ 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- オ 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。
- カ 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

15 付 則

この要領は、令和7年3月24日から施行する。